

第3回 農業委員会総会議事録

平成26年9月29日開会

中標津町農業委員会

平成26年9月29日、第3回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 5番 | 佐野弥奈美 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

附議した案件

- 議案第 1 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 1 3 号 現況証明願いについて
議案第 1 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 1 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 6 条第 2 項の規定による買入協議の要請について
報告第 6 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
報告第 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について
報告第 8 号 農政委員会開催報告について
報告第 9 号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長	奥山正行
庶務係長	桐島秀一
係	齋藤光代

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 18 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 3 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
5 番、佐野 弥奈美 委員。
6 番、國光 達男 委員。
以上、2 名を指名致します。
日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長。

- 事務局長 8 月 22 日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。
最初に、8 月 23 日に鈴木代議士要請で根室地方農業委員会連合会としての「農業改革と農業委員会組織・制度改革への意見の公表」を実施しております。会長が出席しております。
次に、8 月 25 日、農業委員改選に伴う、北海道農業会議臨時総会が札幌にて開催され、改選後の役員体制を決定しております。根室振興局管内の代表として安田会長が

農業会議の常任会議委員に推薦され決定しております。翌 26 日第 5 回常任議員会議が開催され会議員として会長が出席しております。

次に、8 月 28 日に岩手県盛岡市で行われました「平成 26 年度東北・北海道農業活性化フォーラム」であります。東北、北海道の農業委員、事務局員約 1,600 名が出席し開催されました。フォーラムは、「新たな農政改革と農業委員活動の強化」をテーマとして開催され、元食糧庁長官で弁護士の高木賢氏により「農業委員会制度・組織の改革と農業委員会の役割について」の基調講演の後、北海道、山形県、岩手県の 3 農業委員会から事例発表がされました。最後に、フォーラムアピールが提言されたところであります。会長、代理が出席しております。

次に、8 月 29 日から 2 泊 3 日の日程で、中標津町農業後継者対策協議会主催の夏季交流会が開催され、道外からの女性 7 名の参加で行われました。農業体験として、参加青年の圃場での馬鈴薯の収穫、中標津農業高校の協力による搾乳により、農業を実感してもらい、夕食での歓迎交流会等で交流を深めたところであり、引き続きの交流に期待しております。29 日の歓迎交流会には、副会長である安田会長が出席し歓迎、激励の挨拶を行っております。

次に、中標津町議会 9 月定例会であります。9 月 8 日から 12 日までの日程で開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問のほか、各会計補正予算、条例の一部改正等について審議し、可決しております。12 日の本会議に提出された発議 12 号では、本農業委員会の 7 月の総会で可決した意見の公表に即した内容で「農林水産業・地域の活力創造プラン」による農業改革と農業委員会組織改革に関する意見書が審議され可決し、中標津町議会議長の意見として内閣総理大臣と農林水産大臣宛に意見書が送付されております。本会議が開催された 9 日と 12 日に会長が出席しております。

次に、根室地方農業委員会連合会主催により「新任委員等研修会」が北海道農業会議佐久間事務局長を講師にお招きし 9 月 18 日役場 301 号会議室で開催されました。当日は、会長をはじめ、委員 14 名の参加をいただきました。

次に、北海道農業会議の第 6 回常任議員会議が 9 月 25 日に札幌で開催され会議員として会長が出席しております。

最後に、9 月 26 日、札幌で地方農業委員会連合会会長会議が開催され、全国農業会議所二田会長より「農業・農業委員会組織改革を取り巻く情勢について」報告がされました。会長が出席しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程 3、報告第 6 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

(1) について内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 報告第 6 号「農地法第 5 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」

(1) について説明いたします。32 ページをお開きください。

(1) 1. 届出人の住所、氏名、野付郡別海町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。2. 許可年月日、許可番号、平成 25 年 10 月 25 日付け中農委 5

第4号。3、許可地の所在、中標津町〇〇〇〇番地。4、転用目的、砂利採取。5、事業計画の期間、平成25年10月26日から平成26年10月25日まで。6、事業完了年月日、平成26年9月9日。7、完了検査年月日につきましては、平成26年9月12日、第4地区推進班において現地確認をしまして、計画通り整地され良好な状態で完了されていたことを確認しております。

以上でございます。

議長 報告が終わりましたので、(1)の質疑を受けたいと思います。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。

日程4、報告第9号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。

内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 纒坂委員長

纒坂委員長 農地委員会を開催しましたので報告いたします。39ページをお開きください。

平成26年9月17日(水)現地において、農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容、中標津町農地一時転用による砂利等採取審査要綱による事前打合せについて〇〇〇〇株式会社から〇〇〇〇氏所有農地において新たな一時転用により砂利採取を行うに当り、「中標津町農地一時転用による砂利等採取審査要綱第2条」の事前打合せの申出があり協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果、本申出地の現況は、急傾斜を含む悪条件により低利用な農地となっております。一時転用後は、隣接農地の地盤合わせて埋め戻しによる農地復元を行うことにより、平坦で一体的な農地として利用が可能となことから優良農地の確保が図られると判断し、申請相当としたところであります。

以上、農地委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で農地委員会の報告を終わります。

日程5、議案第12号「農地法第五条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇。公簿、山林、現況、畑、面積、22,953㎡の内976㎡、他2筆、合計、畑7,930㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成26年11月1日から平成27年10月31日まで。5、権利の種類、使用賃借権。6、採取量、砂利20,271㎡。7、最大切深6.3m。8、見取り図については別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。今回の申請地については、7,930㎡で、過去の採取から数年が経過しており、隣地への影響、これ以降の利用状況等総合的な判断が推進班単独では難しく、農地委員会に付託したものであります。先の農地委員長の報告のとおり、9月17日に会長、会長代理、農地委員会と第1地区推進班において採取業者立会いにより現地確認、協議により総合的に判断した結果、採取後は隣接農地との段差が解消され、一体的な利用が可能となり、作業効率が上がるものと判断しました。

地下資源採取のための申請でもあり、別添の農地法第5条調査書とおり一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第12号(2)について説明いたします。5ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番。公簿、畑、現況、畑、面積、42,561㎡の内9,871㎡、他3筆、合計、畑19,990㎡。3、許可を受けようとする事由、砂利採取のため。4、転用の期間、平成26年10月25日から平成27年10月24日まで。5、権利の種類、賃賃借権。6、採取量、砂利14,060㎡。7、最大切深8.6m。8、見取り図については別紙のとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。申請地は、平成25年の採取地に隣接した農地であり、今回の申請面積は19,990㎡となっております。

平成26年9月12日第4地区推進班による現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後においては傾斜や高低差、うねりが解消され、48線側の平坦な農地と一体的な利用が可能になることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、諮問致します。

日程6、議案第13号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第13号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。8ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、土地の表示、中標津町〇〇〇〇番地〇、公簿、畑、面積17,264㎡、他1筆。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況原野。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりとなっております。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域の農用地区域に属さず、申請地に接する土地は公簿が山林及び原野、雑種地、現況についても山林及び原野、雑種地であり他の農家が所有する農地と分断されている土地であります。申請地は山林、原野、雑種地に囲まれた一団地で、泥炭地であることから地力が極めて悪く、30数年前から農耕地としては利用できず、長年雑草やかん木が茂っている状態となっております。平成26年9月17日、第1地区推進班で現地確認し現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第13号(2)について説明いたします。10ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇、公簿、畑、面積563㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりとなっております。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

平成26年6月23日開催の第33回総会において、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査したところですが、今般農業用施設用地の分筆が完了したことから、畑となっていた部分を追加で地目変更するものです。

第4地区推進班で土地評価時に現地を確認した際、農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第13号(3)について説明いたします。12ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇、公簿、畑、面積1,922㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりとなっております。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業を利用するにあたり、全ての農地を選定し、農地以外の部分を精査するものであります。

住宅周りの農地の内、公簿が畑で、農業用施設等、農地以外に利用している部分を分筆し、地目変更するものです。

第4地区推進班で土地評価時に現地を確認し農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程7、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の34ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、解約する土地、中標津町〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積99,099の内99,070.06㎡他15筆、計668,623.01㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成20年6月25日から平成30年3月31日まで。合意解約成立の日、平成26年9月28日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第14号(2)及び(3)に関連するもので、現在賃貸借中の農地の一部を変更して賃貸することとなったため、当事者から合意解約の申し入れがあり、期間内解約するものです。

以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程8、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1)と、(2)(3)の2回に分けて審議を致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。15ページをお開きください。(1) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、東京都目黒区〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積40,129㎡ほか5筆、合計232,159㎡。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により売り渡すもの。借主、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、16,943,000円。6、資金調達方法、北海道信連

資金 16,943,000 円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。

8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の申し出により、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

(1)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員・〇〇委員退席)

(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 議案第14号(2)、(3)について説明いたします。17ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積39,401の内39,203.5㎡ほか1筆、合計49,011.2㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約した農地を近隣農家に賃貸するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年10月1日から平成30年3月31日まで。6、価格、年146,000円。7、資金調達方法、自己資金146,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、現在賃貸借している農地の一部について、合意解約の申し出があり、平成26年5月16日あっせん会議を開催し借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

19ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇、

〇〇〇〇、〇〇歳、無職。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積 99,099 の内 99,070.1 m²ほか13筆、合計 618,600.9 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借を合意解約した農地の一部について再度賃貸するもの。借主、合意解約した賃借農地を再度賃借するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 26 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。6、価格、年 1,854,000 円。7、資金調達方法、自己資金 1,854,000 円。8、借主の経営状況、構成員〇人、農従者〇人、経営地、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地〇〇〇〇m²、合計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 21 ページのとおりです。

この案件につきましては、(2)に関連するもので、合意解約された農地の残地について再調整し借主を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。

(2)(3)の案件について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
(〇〇委員・〇〇委員着席後)
〇〇委員・〇〇委員に申し上げます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程 9、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。23 ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあつせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日、平成 26 年 4 月 30 日。3、農地中間管

理機構を含めた調整経過、平成 26 年 5 月 22 日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、24 ページのとおりでありまして、合計 18 筆、452,091 m²です。

この案件につきましては〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 議案第15号(2)(3)について一括で説明いたします。25ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日、平成 26 年 4 月 24 日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過、平成 26 年 6 月 4 日農地保中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、26 ページのとおりでありまして、合計 15 筆、493,598 m²です。

27 ページをお開きください。

(3) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日、平成 26 年 4 月 24 日。3、農地中間管理

機構を含めた調整経過、平成26年6月4日農地保中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、28ページのとおりでありまして、合計11筆、221,446㎡です。

この2件の案件につきましては〇〇氏、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。

なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員。

杉本委員 議案第15号(4)について説明いたします。29ページをお開きください。

(4) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。標津郡中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。2、申出を受けた年月日、平成25年10月30日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過、平成26年6月4日農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見、当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、30ページのとおりでありまして、合計13筆、532,702㎡です。

この案件につきましては〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をする

ものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり、要請致します。

日程10、報告第8号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。

(挙手あり) 金刺委員長

金刺委員長 農政委員会を開催しましたので報告いたします。37ページをお開きください。
平成26年8月12日役場302号会議室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。
審議内容「農業委員会等に関する法律」の改正に向けた組織検討について、政府は、今後の農業委員会・農業生産法人・農業協同組合の一体改革について、次期通常国会への法案提出に向け具体的な制度設計等の検討に着手することとなります。そのため、全国農業会議所と都道府県農業会議は、政府・与党の制度設計の論議に向けて、組織自らの検討による改革案を取りまとめ提起することとしていることから、本町農業委員会における検討及び意見が求められ次のとおり協議しております。
協議結果、主要な見直し項目の「公選制の廃止・市町村長への選任制への移行」「農業委員定数の削減」「農地利用最適化推進委員の新設」「意見の公表等の法令業務からの削除」「都道府県農業会議・全国農業会議所について農業委員会ネットワークとしての役割の見直し」「都道府県農業会議に対する農地転用知事諮問の取扱」等について協議し、本町農業委員会の意見を決定いたしました。特に「農地利用最適化推進委員の新設」については、設置についての疑問が多く必要としないとの結論となったところであります。

以上、農政委員会の開催報告とする。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(委員) 「異議なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で農政委員会の報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第3回総会を閉会致します。
ご苦勞さまでした。

(閉 会 11時25分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月29日

会 長 安 田 稔 _____

5 番 佐 野 弥奈美 _____

6 番 國 光 達 男 _____